

令和5年(2023年)2月14日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

1 本会議の運営について

○議事日程

議 事 日 程	
	令和5年(2023年)2月14日午後1時開議
日程第1	
第5号議案	令和5年度中野区一般会計予算

○議事の順序(令和5年2月14日)

(1) 開議

(2) 一般質問

(7名。中村延子議員、高橋かずちか議員、久保りか議員、長沢和彦議員、ひやま隆議員、伊藤正信議員、南かつひこ議員)

(3) 延会(明日の会議は口頭通告)

2 その他

(1) 予算特別委員会の運営等について

(2) その他

予算特別委員会の運営について(案)

1 審査方法

本委員会は、付託された第5号議案から第9号議案、計5議案(以下「予算」という)を一括して審査する。その議事の順序は、総括説明、総括質疑、分科会による審査、主査による分科会審査経過報告、意見、討論、採決の順とする。

(1) 総括質疑

① 時間制の実施

総括質疑については会派等の持ち時間制とし、その時間は次のとおりとする。

会派名等(人数)	会派等持ち時間
立憲民主党・無所属議員団 (9人)	2時間28分
自由民主党議員団 (9人)	2時間28分
公明党議員団 (8人)	2時間12分
日本共産党議員団 (6人)	1時間39分
無所属議員 (9人)	各16分
総計 (41人)	11時間11分

会派等持ち時間には、答弁保留分も含めたすべての質疑時間と答弁時間が含まれる。会派間の流用、定例会を超える流用は認めない。

② 質疑通告・質疑予定時間申告

総括質疑を行う者は、予算特別委員会設置日翌日の午前10時までに所定の質疑通告書により委員長に通告しなければならない。また、通告の際には、質疑予定時間、会派内の順序を申告する。(質問の要旨はなるべく具体的に記入する)

総括質疑予定者一覧に質疑予定者と質疑予定時間を記し、それに基づいて総括説明日の理事会で、質疑者の氏名・順序、日程の割り振り等を決定する。なお、質疑の順序は、一般質問の例による。

③ 委員会室での時間管理

時間の計測は、質疑席で第一声を発したときから開始する。その後は、休憩時を除き、すべての質疑と答弁が終了するまで計測は中断しない。

時間の管理は、各質疑者の質疑予定時間により行う。ただし、同一会派から複数の質疑者が予定される場合において、超過または残余時間が発生したときは、当該会派の次の順位の質疑者の持ち時間により調整する。

時間の計測はタブレット型携帯端末・ディスプレイを使用し、委員長、質疑者及び委員会室内に見えるように「残時間」を表示する。

(2) 分科会審査

分科会の招集は主査が行う。主査に事故あるとき、もしくは欠けたときは、副主査が行う。

審査方法は、直ちに（補足説明を求めた場合は、その終了後）質疑を行い、質疑終了後、意見があればそのとりまとめを行う。分科会に出された意見は、全会一致のものと全会一致にならなかったものとの整理をして委員長に提出する。なお、予算に対する討論、採決は行わない。

(3) 主査の分科会審査経過報告

主査は、分科会の審査経過については口頭をもって報告する。

なお、主査報告に対する委員の質疑が、分科会で行われた質疑応答以外のものにわたるときは、質疑者の要求によりこれを委員会にはかり、その決定に基づき理事者に答弁を求めるものとする。

(4) 意見

分科会に出された意見は、主査が文書をもって報告する。分科会に出されたもの以外に意見を追加する場合は、主査の分科会審査経過報告終了までに文書をもって、委員長に申し出なければならない。

なお、意見は、予算の採決の後、各会計毎にはかり、多数で決した意見は付帯意見とする。付帯意見は、委員会審査結果報告書に記載する。

2 出席説明員

(1) 常時出席する理事者について

区長、副区長、教育長、部長、担当部長、DX推進室長、保健所長、企画課長、財政課長、広聴・広報課長、総務課長及び職員課長は、常時出席する。

(2) 他の理事者の出席について

総括質疑日については、質疑に対する答弁予定者及び各部長が指定した質疑に関連する理事者が出席する。理事者席が十分確保できなければ、進行状況に応じて入退室する。

出席しない理事者については、自席待機とする。

(3) 答弁予定者等の入退室について

質疑に対する答弁予定者等の入退室は、必要に応じ適宜行う。

3 理事会の運営

(1) 理事会は、必要のつど委員長が招集する。

(2) 理事に事故あるとき、もしくは欠けたときは、主査については、副主査が、議会運営委員については、その代理の者が出席するものとする。

4 日 程

月 日	曜	午 前	午 後
2. 15	水		1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・理事会 資料要求締切
16	木	10 質疑通告締切	
17	金	11 理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
18	土		
19	日		
20	月	（ 予 算 検 討 日 ）	
21	火	10 予算特別委員会（総括質疑）	理事会
22	水	10 予算特別委員会（総括質疑）	
23	木		
24	金		1 予算分科会
25	土		
26	日		
27	月		1 予算分科会
28	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
3. 1	水	11 理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）

5 その他

（1）委員会及び分科会の開閉時刻

原則として、開会時刻は午後1時（総括質疑を行う日は午前10時）、閉会時刻は午後5時とする。ただし、審査の状況により開会時刻の繰り上げ、あるいは閉会時刻の繰り下げなどを行い、審査の進捗を図るものとする。

（2）総括質疑等の発言の場所

総括説明、総括質疑、主査報告、討論及び答弁をする者は、所定の席において行う。ただし、主査報告に対し質疑をする者は自席において行うことができる。

（3）資料要求

総括質疑における資料要求は、原則として予算特別委員会を設置した日の委員会終了30分後までに、文書をもって委員長に申し出る。委員長はこれを理事会において整理し、委員会にはかつて決める。

分科会における資料要求は、主査に申し出、主査がこれを分科会にはかつて決める。

（4）記録の方法

記録は、委員会及び分科会ともに録音データの反訳とする。また、議事録の巻末に資料要求一覧を掲載する。

（5）委員会資料の取り扱い

タブレット端末の本格実施に伴い、紙資料（予算書等の冊子の資料を除く）を廃止する。（理事会は、紙資料を机上配付する）

(6) インターネット中継及び庁内テレビ中継の実施

委員会の全日程について、インターネットでの録画中継を実施する。撮影は2台の固定カメラで行い、正副委員長・質疑者方向と答弁者方向を随時切り替えて撮影する。

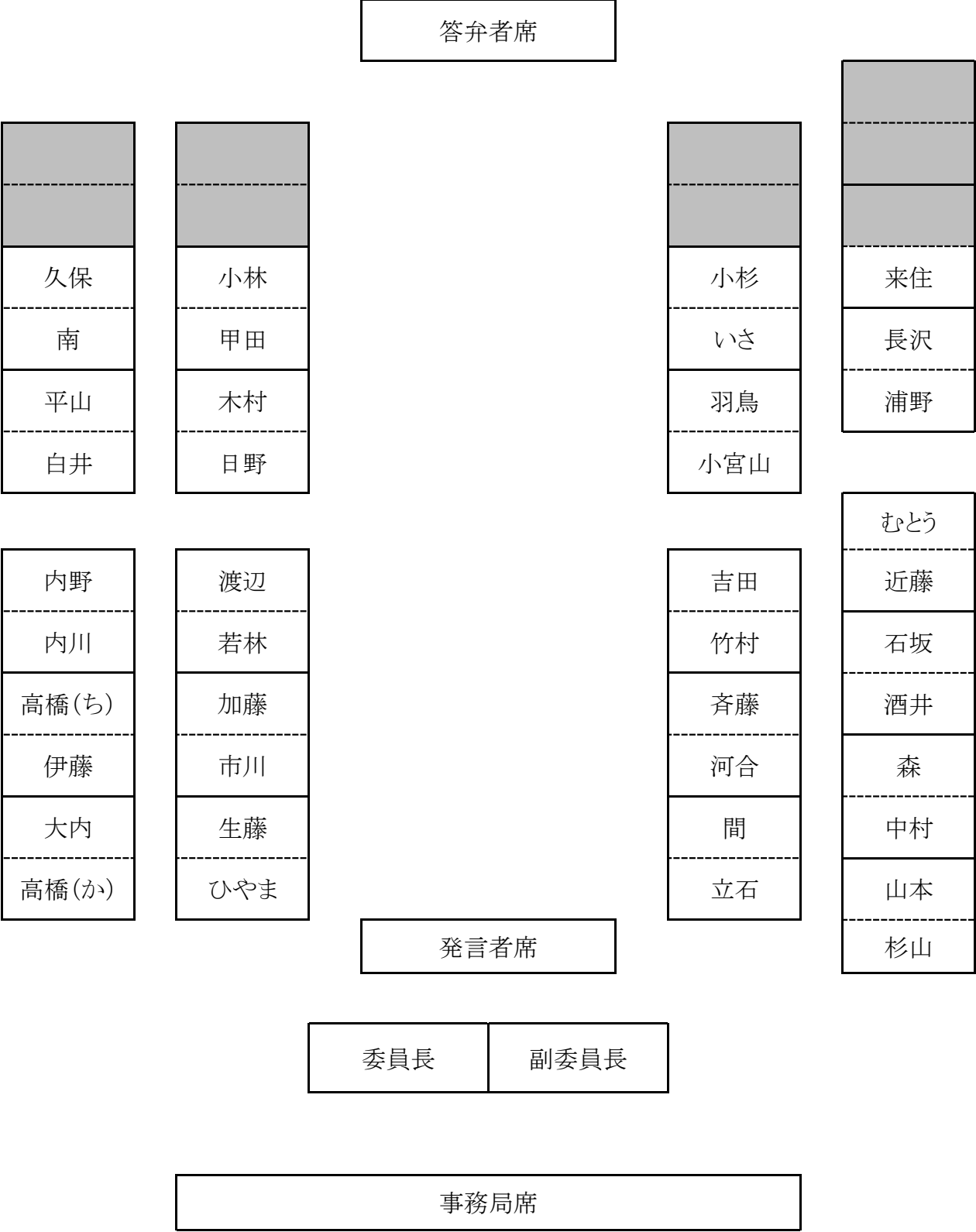
また、撮影した映像により、本会議と同様に庁内テレビ共聴設備（1階ロビー除く）において生中継を行う。

(7) 3密を避ける取り組み

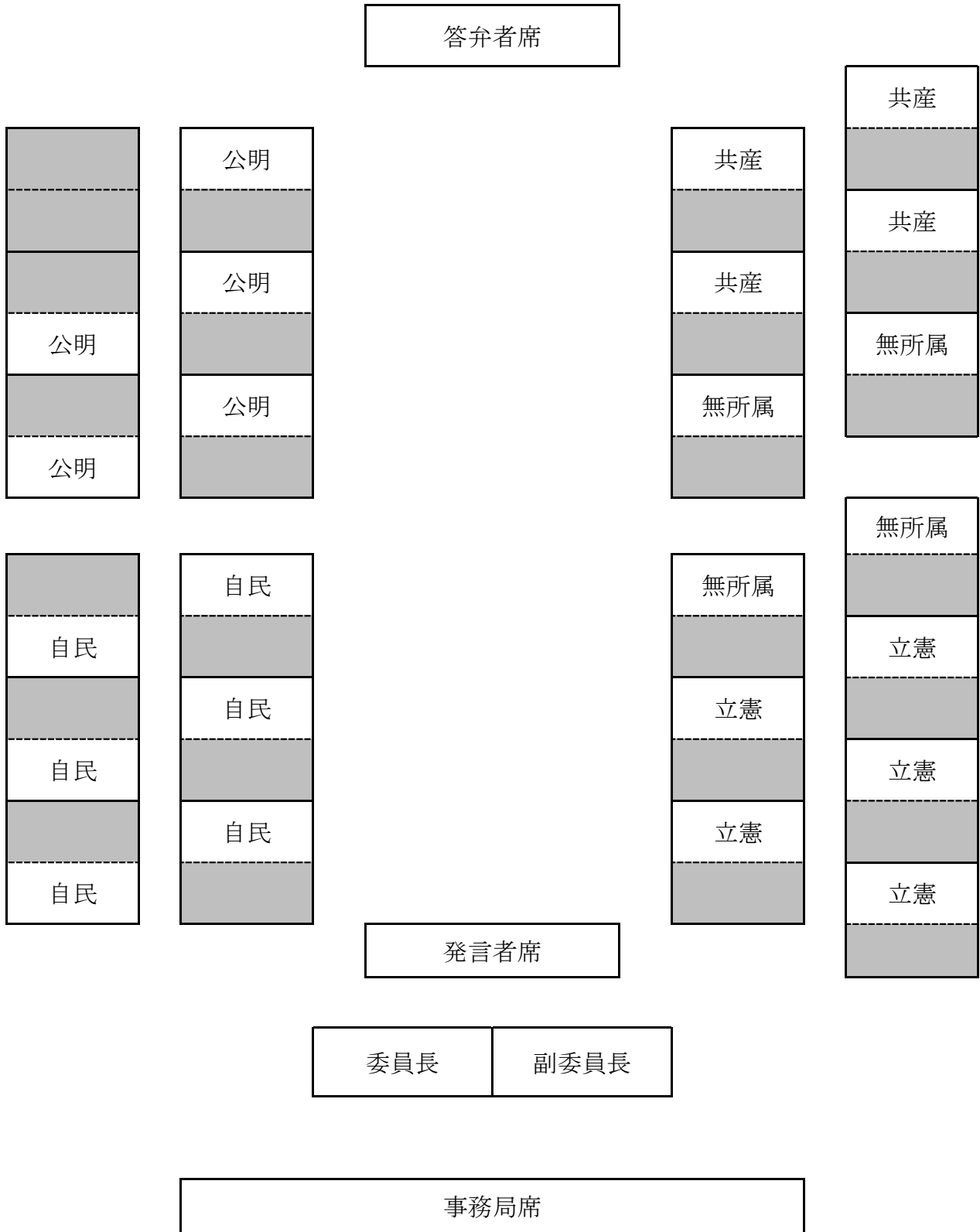
委員会室内の密集・密接状態を避けるため、設置日、総括説明日、総括質疑日及び主査報告・採決日の主査報告終了までは、委員会室の在席委員数を会派ごとに（無所属議員にあっては、無所属議員全員の間で）調整する。正副委員長席にアクリル板を設置する。

出席者は、不織布マスクを着用することとし、発言の際にも着用したままとする。また、密閉状態を避けるため委員会室の窓の一部を常時開放し換気を図る。

予算特別委員会 委員席(案)



予算特別委員会 委員席(案)



立憲（6）、自民（6）、公明（5）、共産（4）、無所属（5）